（№　L-2023-002）

CI-NET LiteS実装規約改善要求書（CHANGE REQUEST）（案）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 発信者記入欄 | 事務局記入欄 | | | | | |
| 発信日　　2023年9月25日 | 受信日　　　　年　　　月　　　日 | | | | | |
| 会社名　安藤ハザマ | 反映対象バージョン：実装規約 | | | | | |
| 企業識別コード　211040 | Ver. | 2 | . | 2 | ad. | 1 |
| 部署名　　経営戦略本部DX戦略部システム開発基盤グループ | 事務局処理記入欄 | | | | | |
| 担当者名　西村高志 |
| 連絡先 TEL: 03-3575-6097  FAX: 03-6234-3709 |
| 件名　注文業務の｢取引を特定するデータ項目｣に係る[1300]注文番号枝番､[1301]参照帳票No.2の扱いの改正 | | | | | | |

◎ 改善要求内容（問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい）

【要求内容】

1. 改正内容および理由対象

・CI-NET LiteS実装規約Ver.2.2 ad.0に記載の注文業務等における [1300]注文番号枝番､[1301]参照帳票No.2に記載する注文番号枝番、見積番号について、記載の成否および取引を特定するキー項目との関係性の見直しを要望する。

問題点は以下の3点である。詳細は別紙参照のこと。

1. 対象メッセージ：確定注文、注文請け

・このメッセージは､[1300］注文番号枝番　が取引を特定するキー項目なので､[1301］参照帳票No.2　は､なし｢　-　｣でよいのではないか?また取引を特定するキー項目および｢表B.Ⅵ-6直下の上記の一文｣との整合性を確認する必要がある｡

1. 対象メッセージ：鑑項目合意変更申込、鑑項目合意変更承諾、合意解除申込、合意解除承諾、一方的解除通知（発注者発行）、一方的解除通知（受注者発行）、合意打切申込、合意打切承諾、一方的打切通知（発注者発行）、一方的打切通知（受注者発行）

・[1300]注文番号枝番は、取引を特定するキー項目から外すか？

1. 対象メッセージ：鑑項目合意変更申込、鑑項目合意変更承諾、合意打切申込、合意打切承諾

・[1301]参照帳票No.2は、取引を特定するキー項目ではないため、＊（キー項目の印）を外すか？

1. 改訂対象
2. B.Ⅵ.注文
3. 具体的な箇所および記載

変更前

----------開始----------

表B.Ⅵ- 1　　[1007]帳票No.、[1009]参照帳票No.等の記載方法

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| メッセージ |  | [1007]  帳票No. | [1008]  帳票  年月日 | [1009]  参照帳票No. | [1010]  参照帳票  年月日 | [1300]  注文番号  枝番 | [1301]  参照帳票No.2 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
| 確定注文 |  | \*注文  番号 | 注文した  年月日 | － | － | \*注文番号  枝番 | 見積依頼  番号 |
| 注文請け |  | **請け書番号** | **注文を請けた年月日** | \*注文  番号 | 注文した  年月日 | \*注文番号  枝番 | 見積依頼  番号 |
| 鑑項目  合意変更申込 |  | \*注文  番号 | 変更を申込んだ年月日 | － | － | \*（当初契約の）注文番号  枝番 | （当初契約の）見積依頼  番号 |
| 鑑項目  合意変更承諾 |  | **変更**  **承諾番号** | **変更を承諾**  **した年月日** | \*注文  番号 | 変更を申込んだ年月日 | \*（当初契約の）注文番号  枝番 | （当初契約の）見積依頼  番号 |
| 合意解除申込 |  | \*注文  番号 | 解除を申込んだ年月日 | － | － | \*（当初契約の）注文番号  枝番 | （当初契約の）見積依頼  番号 |
| 合意解除承諾 |  | **解除**  **承諾番号** | **解除を承諾**  **した年月日** | \*注文  番号 | 解除を申込んだ年月日 | \*（当初契約の）注文番号  枝番 | （当初契約の）見積依頼  番号 |
| 一方的解除通知(発注者発行) |  | \*注文  番号 | 解除を通知した年月日 | － | － | \*（当初契約の）注文番号  枝番 | 見積依頼  番号 |
| 一方的解除通知(受注者発行) |  | \*注文  番号 | **解除を通知した年月日** | － | － | \*（当初契約の）注文番号  枝番 | 見積依頼  番号 |
| 合意打切申込 |  | \*注文  番号 | 打切を申込んだ年月日 | － | － | \*（当初契約の）注文番号  枝番 | （当初契約の）見積依頼  番号 |
| 合意打切承諾 |  | **打切**  **承諾番号** | **打切を承諾**  **した年月日** | \*注文  番号 | 打切を申込んだ年月日 | \*（当初契約の）注文番号  枝番 | （当初契約の）見積依頼  番号 |
| 一方的打切通知(発注者発行) |  | \*注文  番号 | 打切を通知した年月日 | － | － | \*（当初契約の）注文番号  枝番 | 見積依頼  番号 |
| 一方的打切通知(受注者発行) |  | \*注文  番号 | **打切を通知した年月日** | － | － | \*（当初契約の）注文番号  枝番 | 見積依頼  番号 |

【注】「\*」は取引を特定するキー項目。

【注】太枠　　　　は､受注者が発番する番号､年月日｡それ以外は発注者が発番する番号､年月日｡

----------終了----------

変更後

----------開始----------

2023年度 LiteS規約WGにて検討結果を記載する予定

----------終了----------

参考1：当該議論のポイントの整理

表B.Ⅵ- 2　　[1007]帳票No.、[1009]参照帳票No.等の記載方法

A

C

C

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| メッセージ |  | [1007]  帳票No. | [1008]  帳票  年月日 | [1009]  参照帳票No. | [1010]  参照帳票  年月日 | [1300]  注文番号  枝番 | [1301]  参照帳票No.2 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
| 確定注文 |  | \*注文  番号 | 注文した  年月日 | － | － | \*注文番号  枝番 | 見積依頼  番号 |
| 注文請け |  | **請け書番号** | **注文を請けた年月日** | \*注文  番号 | 注文した  年月日  B | \*注文番号  枝番 | 見積依頼  番号 |
| 鑑項目  合意変更申込 |  | \*注文  番号 | 変更を申込んだ年月日 | － | － | \*（当初契約の）注文番号  枝番 | （当初契約の）見積依頼  番号 |
| 鑑項目  合意変更承諾 |  | **変更**  **承諾番号** | **変更を承諾**  **した年月日** | \*注文  番号 | 変更を申込んだ年月日 | \*（当初契約の）注文番号  枝番 | （当初契約の）見積依頼  番号 |
| 合意解除申込 |  | \*注文  番号 | 解除を申込んだ年月日 | －  Ⅱ緑字：要確認事項1 | － | \*（当初契約の）注文番号  枝番 | （当初契約の）見積依頼  番号 |
| 合意解除承諾 |  | **解除**  **承諾番号** | **解除を承諾**  **した年月日**  Ⅲ紫字：要確認事項2 | \*注文  番号 | 解除を申込んだ年月日 | \*（当初契約の）注文番号  枝番 | （当初契約の）見積依頼  番号 |
| 一方的解除通知(発注者発行) |  | \*注文  番号 | 解除を通知した年月日 | －  Ⅰ青字：修正意見 | － | \*（当初契約の）注文番号  枝番 | 見積依頼  番号 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
| 一方的解除通知(受注者発行) |  | \*注文  番号 | **解除を通知した年月日** | － | － | \*（当初契約の）注文番号  枝番 | 見積依頼  番号 |
| 合意打切申込 |  | \*注文  番号 | 打切を申込んだ年月日 | － | － | \*（当初契約の）注文番号  枝番 | （当初契約の）見積依頼  番号 |
| 合意打切承諾 |  | **打切**  **承諾番号** | **打切を承諾**  **した年月日** | \*注文  番号 | 打切を申込んだ年月日 | \*（当初契約の）注文番号  枝番 | （当初契約の）見積依頼  番号 |
| 一方的打切通知(発注者発行) |  | \*注文  番号 | 打切を通知した年月日 | － | － | \*（当初契約の）注文番号  枝番 | 見積依頼  番号 |
| 一方的打切通知(受注者発行) |  | \*注文  番号 | **打切を通知した年月日** | － | － | \*（当初契約の）注文番号  枝番 | 見積依頼  番号 |

【注】「\*」は取引を特定するキー項目。

【注】太枠　　　　は､受注者が発番する番号､年月日｡それ以外は発注者が発番する番号､年月日｡

【確認事項】

|  |
| --- |
| 1. **(■ベージュ部分)** 2. 確定注文､注文請けメッセージは､[1300］注文番号枝番　が取引を特定するデータ項目なので､[1301］参照帳票No.2　は､なし｢　-　｣でよいのではないか? 3. また､[1301］参照帳票No.2　は､取引を特定するデータ項目および｢(2) 確定注文を見積依頼と紐づけるデータ項目｣の｢一意に特定｣との整合性を確認する必要がある｡   理由は､  　ⅰ取引を特定するデータ項目ではない｡  　ⅱⅰにより｢[4]発注者コード＋[1006]工事コード＋見積依頼番号（[1301]参照帳票No.2）で一意に特定できるようにしなければならない。｣は不整合である｡   1. **(■グレー部分)** 2. [1300］注文番号枝番　は､取引を特定するキー項目から外すか?   理由は､  ⅰ鑑項目合意変更や解除､打切は契約案件ひとまとめを対象とするもので､個々の注文番号枝番を対象とするものでないため｡  ⅱそもそも当初契約に注文番号枝番はない｡   1. **(■ブルー部分)** 2. [1301］参照帳票No.2　は､見積依頼番号は不要では?ましてや「当初契約の」とまで限定する必要はなかろう｡   理由は､  ⅰ取引を特定するデータ項目ではない｡  ⅱ鑑項目合意変更や解除､打切は契約案件ひとまとめを対象とするものであるから｡ |

【関連する意見】

○修正意見

1. “（当初契約の）注文番号枝番”は“－”に修正

○要確認事項

1. “（当初契約の）注文番号枝番”を“－”、“（当初契約の）見積依頼番号”を“－”、とするか、FJJに要確認
2. “（当初契約の）注文番号枝番”を“－”とするか、CECに要確認

参考2：CI-NET LiteS実装規約（抜粋）

***CI-NET LiteS***

実装規約

情報伝達規約　Ver.2.2　ad.0

情報表現規約　Ver.2.2　ad.0

Ver.2.2 ad.0（20220817）

発行

一般財団法人 建設業振興基金

情報化評議会

#### 2.　メッセージ

##### 2.1　　メッセージのキー項目

　発注者、受注者が送信、受信したメッセージを特定するために、以下の各内容をメッセージ上に表現することが必要である。ここでは、各メッセージの特定に使用するデータ項目を説明する。

－取引（注文契約）

－帳票種類

－同一帳票を複数回送信した場合の識別

取引を特定するデータ項目

　取引関係を特定するデータ項目は下表の通り。

　これらのデータ項目により、

・どの発注者の： [4]発注者コード

・どの物件における： [1006]工事コード

・どの工事を： [1007]帳票No. + [1300]注文番号枝番

あるいは

[1009]参照帳票No. + [1300]注文番号枝番

・誰に発注したものか： [5]受注者コード

を示す。

表B.Ⅵ- 3　取引を特定するデータ項目

| メッセージ | 取引を特定する  データ項目 | データ項目の内容 |
| --- | --- | --- |
| 確定注文 | [4]発注者コード  [5]受注者コード  [1006]工事コード  [1007]帳票No.  [1300]注文番号枝番 | ・[1007]帳票No.には、発注者が採番する個別の注文契約の管理番号（注文番号）を記載する。  ・注文番号枝番は、追加工事等で必要な場合のみ記載する。 |
| 注文請け | [4]発注者コード  [5]受注者コード  [1006]工事コード  [1009]参照帳票No.  [1300]注文番号枝番 | ・[1009]参照帳票No.には、発注者が採番して受注者に通知した注文番号を記載する。この値は、対応する確定注文メッセージの[1007]帳票No.の値と同一である（次図参照）。 |
| 合意解除申込  合意打切申込  鑑項目合意変更申込  一方的解除通知  一方的打切通知 | [4]発注者コード  [5]受注者コード  [1006]工事コード  [1007]帳票No.  [1300]注文番号枝番 | ・[1007]帳票No.には、対応する確定注文メッセージに記載された注文番号を記載する。 |
| 合意解除承諾  合意打切承諾  鑑項目合意変更承諾 | [4]発注者コード  [5]受注者コード  [1006]工事コード  [1009]参照帳票No.  [1300]注文番号枝番 | ・[1009]参照帳票No.には、発注者が採番して受注者に通知した注文番号を記載する。この値は、対応する契約変更申込メッセージの[1007]帳票No.の値と同一である。 |

【注意事項】

　購買見積業務から継続して注文業務を行う場合には、見積に係わるデータと注文に係わるデータとのリンクをとるため、[4]発注者コード、[5]受注者コード、[1006]工事コードは購買見積依頼および購買見積回答メッセージと同一の値としなければならない。

図B.Ⅵ- 1　　[1007]帳票No.と[1009]参照帳票No.による取引の特定

表B.Ⅵ- 4　　[1007]帳票No.、[1009]参照帳票No.等の記載方法

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| メッセージ |  | [1007]  帳票No. | [1008]  帳票  年月日 | [1009]  参照帳票No. | [1010]  参照帳票  年月日 | [1300]  注文番号  枝番 | [1301]  参照帳票No.2 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
| 確定注文 |  | \*注文  番号 | 注文した  年月日 | － | － | \*注文番号  枝番 | 見積依頼  番号 |
| 注文請け |  | **請け書番号** | **注文を請けた年月日** | \*注文  番号 | 注文した  年月日 | \*注文番号  枝番 | 見積依頼  番号 |
| 鑑項目  合意変更申込 |  | \*注文  番号 | 変更を申込んだ年月日 | － | － | \*（当初契約の）注文番号  枝番 | （当初契約の）見積依頼  番号 |
| 鑑項目  合意変更承諾 |  | **変更**  **承諾番号** | **変更を承諾**  **した年月日** | \*注文  番号 | 変更を申込んだ年月日 | \*（当初契約の）注文番号  枝番 | （当初契約の）見積依頼  番号 |
| 合意解除申込 |  | \*注文  番号 | 解除を申込んだ年月日 | － | － | \*（当初契約の）注文番号  枝番 | （当初契約の）見積依頼  番号 |
| 合意解除承諾 |  | **解除**  **承諾番号** | **解除を承諾**  **した年月日** | \*注文  番号 | 解除を申込んだ年月日 | \*（当初契約の）注文番号  枝番 | （当初契約の）見積依頼  番号 |
| 一方的解除通知(発注者発行) |  | \*注文  番号 | 解除を通知した年月日 | － | － | \*（当初契約の）注文番号  枝番 | 見積依頼  番号 |
| 一方的解除通知(受注者発行) |  | \*注文  番号 | **解除を通知した年月日** | － | － | \*（当初契約の）注文番号  枝番 | 見積依頼  番号 |
| 合意打切申込 |  | \*注文  番号 | 打切を申込んだ年月日 | － | － | \*（当初契約の）注文番号  枝番 | （当初契約の）見積依頼  番号 |
| 合意打切承諾 |  | **打切**  **承諾番号** | **打切を承諾**  **した年月日** | \*注文  番号 | 打切を申込んだ年月日 | \*（当初契約の）注文番号  枝番 | （当初契約の）見積依頼  番号 |
| 一方的打切通知(発注者発行) |  | \*注文  番号 | 打切を通知した年月日 | － | － | \*（当初契約の）注文番号  枝番 | 見積依頼  番号 |
| 一方的打切通知(受注者発行) |  | \*注文  番号 | **打切を通知した年月日** | － | － | \*（当初契約の）注文番号  枝番 | 見積依頼  番号 |

【注】「\*」は取引を特定するキー項目。

【注】太枠　　　　は､受注者が発番する番号､年月日｡それ以外は発注者が発番する番号､年月日｡

確定注文を見積依頼と紐づけるデータ項目

確定注文メッセージを見積依頼（メッセージまたは書面）と紐づける必要があるため、確定注文メッセージにおいて、[4]発注者コード＋[1006]工事コード＋見積依頼番号（[1301]参照帳票No.2）で一意に特定できるようにしなければならない。

同一取引における帳票種類（注文書または注文請け書等）を区分するデータ項目

　上記(1)で特定される取引において、帳票種類（確定注文、注文請け等）の識別は[2]情報区分コードにより行う。

表B.Ⅵ- 5　[2]情報区分コードによる帳票種類の識別

|  |  |
| --- | --- |
| 帳票種類 | [2]情報区分コード |
| 確定注文 | 0502 |
| 注文請け | 0506 |
| 鑑項目合意変更申込 | 0503 |
| 合意解除申込 | 0504 |
| 一方的解除通知 | 0514 |
| 鑑項目合意変更承諾 | 0507 |
| 合意解除承諾 | 0508 |

同一取引、同一帳票種類における複数のメッセージを識別するデータ項目

　上記(1)および(2)で特定される取引、帳票種類において複数のメッセージが交換される場合（注文申込内容を訂正したうえでの再送信、未達時の再発行等を想定）、それらの識別は[1]データ処理No.により行う。

　確定注文、注文請けについて、以下に例を示して説明する。

表B.Ⅵ- 6　 [1179]帳票データチェック値と[1]データ処理№による

メッセージの識別：確定注文、注文請けの例

|  | 確定注文 | 注文請け | |
| --- | --- | --- | --- |
| 取引 | [4]発注者コード  213456（○○建設を示す）  [1006]工事コード  123456789012（□□病院工事を示す）  [1007]帳票No.  12345678901234（注文番号を示す）  [5]受注者コード  265431（△△工務店を示す）  [1300]注文番号枝番  12（設計変更、追加工事を示す） | [4]発注者コード  213456（○○建設を示す）  [1006]工事コード  123456789012（□□病院工事を示す）  [1009]参照帳票No.  12345678901234（注文番号を示す）  [5]受注者コード  265431（△△工務店を示す）  [1300]注文番号枝番  12（設計変更、追加工事を示す） | |
| 業務 | [2]情報区分コード　確定注文 | [2]情報区分コード　注文請け | |
| 回数 | [1]=1注文1回目　→  [1]=2注文2回目　→  [1]=3注文3回目　→ | ←[1179]=1注文1回目  ←[1179]=1注文1回目  ←[1179]=2注文2回目  ←[1179]=3注文3回目  ←[1179]=3注文3回目 | [1]=1請け1回目  [1]=2請け2回目  [1]=1請け1回目  [1]=1請け1回目  [1]=2請け2回目 |

[1179]と[1]との組合せで、「何回目の確定注文に対する何回目の注文請けか」を特定。

確定注文回数が変わったら、注文請け回数は1に戻す。

注文請けでは、[1179]帳票データチェック値の繰り返し1回目に、対応する確定注文メッセージの[1]データ処理No.を記載。

このデータ項目は、以下のようなケースでのメッセージ管理に利用されることを想定している。

同一取引に関する確定注文メッセージが複数送信され、それらに対して注文請けメッセージが返信された場合を想定する。発注者では、受信した注文請けメッセージがどの確定注文に対応するものかを識別する必要が生じる。この識別は、[1179]帳票データチェック値により行う。

■確定注文メッセージ

・確定注文メッセージの[4]発注者コード、[1006]工事コード、[1007]帳票No.、[1300]注文番号枝番、[5]受注者コード、[2]情報区分コードが同一のメッセージを複数送信する場合、何回目のメッセージであるかがわかるように[1]データ処理No.で全てのメッセージをユニークに識別する。

・[1]データ処理No.は、昇順の自然数（1、2、3、・・・）とする。

■注文請けメッセージ

・注文請けメッセージの[4]発注者コード、[1006]工事コード、[1009]参照帳票No.、[1300]注文番号枝番、[5]受注者コード、[2]情報区分コード、[1179]帳票データチェック値の1回目が同一のメッセージを複数送信する場合、何回目のメッセージであるかがわかるように[1]データ処理No.で全てのメッセージをユニークに識別する。

・[1]データ処理No.は、各確定注文メッセージに対して1から始まる連番とする。

■合意解除申込・承諾メッセージ、鑑項目合意変更申込・承諾メッセージ

・合意解除申込メッセージ、鑑項目合意変更申込メッセージは確定注文メッセージと同様に準用する。

・合意解除承諾メッセージ、鑑項目合意変更承諾メッセージは注文請けメッセージと同様に準用する。

【注意事項】

　[1]データ処理No.は、交換するメッセージ全てをユニークに識別できなければならない。

　このため、例えば未達のために内容を全く変更せずに再送するといった場合にも、[1]の値は必ず前回送信したメッセージより大きい値としなければならない。

##### 

（№　L-2023-002）

CI-NET標準ビジネスプロトコルおよびCI-NET LiteS実装規約に係る

改訂チェックリスト

CI-NET標準ビジネスプロトコルおよびCI-NET LiteS実装規約に係る改訂に関して、下記に示す項目についてチェック（○、×）を行い、問題がある場合にはその内容および改善の方向等について「指摘事項等」の欄に記載するものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 審議･検討日 | 2024年2月21日 |
| 審議機関 | （委員会／WG名等を記載）  ~~標準委員会／~~LiteS規約WG |

|  |  |
| --- | --- |
| 改訂内容 | （提案者、対象メッセージ、新規項目名称・摘要等を記載）  注文業務の｢取引を特定するデータ項目｣に係る[1300]注文番号枝番､[1301]参照帳票No.2の扱いの改正 |

| チェック項目 | | ﾁｪｯｸ | 指摘事項等 |
| --- | --- | --- | --- |
| 1.既存ユーザへの影響度合い | ①実稼動しているシステムの改修度合 | △ | 一部ASPベンダにて、システムの改修が必要 |
| ②業務の見直し、変更への影響度合 | ○ |  |
| ③いずれのユーザの負担が大きいか | △ | 一部ASPベンダにて、システムの改修が必要 |
| ④及ぼす影響の具体的な範囲や内容が見えているか否か | ○ |  |
| ⑤即時の対応が可能か否か | ○ |  |
| ⑥立場の違いなく対応が可能か否か | ○ |  |
| 2.各社固有の業務要件か | ①他ユーザの賛同の有無 | ／ |  |
| ②業務の変更による対応可否の検討有無 | ／ |  |
| 3.印刷要件か | ①各社の帳票出力に依存する項目が否か | ／ |  |
| 4.二重要件か | ①他項目での類似機能がないか | ／ |  |
| 5.定義の明確化 | ①類似項目との違いは明確か | ○ |  |
| ②規約全体を通して定義を明確にしているか | ○ |  |
| 6.改訂の緊急度 | ①即時対応の必要性の有無 | ○ |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 審議結果 | (単に承認／非承認だけでなく、そのような結果となった理由等も記載)  2023年度標準委員会第4回2024/3/7にて  非承認  注文業務の｢取引を特定するデータ項目｣に係る[1300]注文番号枝番､[1301]参照帳票No.2について現在のVer.2.2ad.0「表B.Ⅵ-4[1007]帳票No.、[1009]参照帳票No.等の記載方法｣のまま｢当初契約の｣など限定したものでは､運用に不適､システム改修の負担が大きい等の意見があり､余りに影響大と判断される。よって､本CRは取り下げとする。 |
| 今後の対応 | (上部審議機関への申し送り事項／差戻しの場合の再審議ポイントの提示など)  2023年度標準委員会第4回2024/3/7にて  一旦Ver.2.1 ad.7に戻し､影響度を調査の上改善案を検討することとし、新たなCRとすることとした｡ |

|  |
| --- |
| 【チェック欄の凡例】  ○：問題なし  △：やや問題あり／指摘事項に対する配慮があるとよい  ／：対象外／該当しない  ×：問題あり／指摘事項への対応が必要 |